

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について

【改正理由】

地方税法の改正に伴い、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を講ずる等所要の改正を行うもの

【主な改正項目】

1. 市民税、固定資産税、特別土地保有税について職権による減免を可能とする規定の追加

1) 改正内容(第 51 条、第 71 条及び第 139 条の 3 関係)

減免の適用を受けようとする者は申告しなくてはならない規定とされていたが、今般の能登半島地震の発生を踏まえ、職権による減免を可能とする規定の追加を行う。

2) 施行期日 : 公布の日

2. 特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の減額

(わがまち特例)

1) 改正内容(附則第 7 条の 2 関係)

バイオマス発電設備のうち 1 万 kW 以上 2 万 kW 未満の区分を細分化し、バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するバイオマス発電設備に係る固定資産税を $\frac{6}{7}$ とする改正を行う。(現行 $\frac{2}{3}$)

※本市では、現時点での該当設備なし

2) 施行期日 : 公布の日

3. 一体型滞在快適性等向上事業により整備された固定資産に係る固定資産税の減額

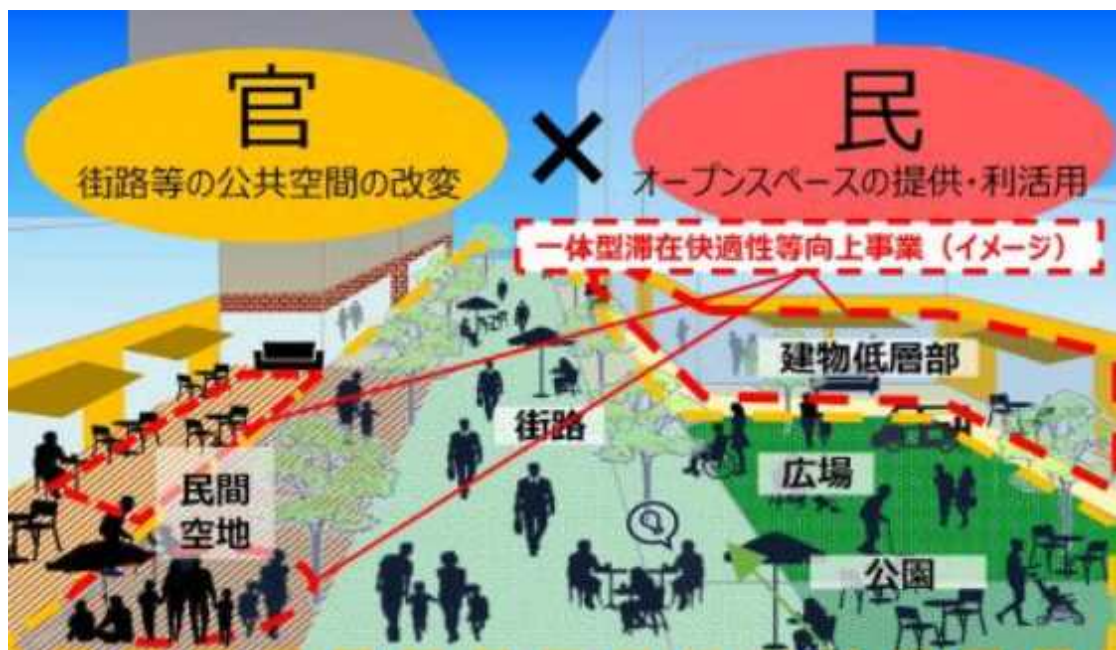
(わがまち特例)

1) 改正内容(附則第7条の2関係)

都市再生整備計画の区域内のうち、滞在の快適性及び魅力の向上のために必要な公共公益施設の整備等を行う必要があると認められる区域において、市町村が実施する事業と一体的に、民間の事業者が整備等を行う滞在快適性等向上施設等(広場、並木、店舗等)の用に供する固定資産に係る固定資産税を1/2とする改正を行う。

※本市では、現時点での該当施設なし

※イメージ図



2) 施行期日 : 公布の日